

# 近江バス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書

## 庁内関係課意見とそれに対する事業者見解

資料2-3

	意見・留意事項等	見解	所属
1	事業計画や環境影響評価の内容に関して地域住民とのリスクコミュニケーションを図り、廃棄物処理に対する地域住民の安心感・信頼感を高めるよう努めること。	今後も、法令に基づく説明会のほかにも、必要に応じ地元自治会や下流地域に対して説明を行う場を設けるなど、コミュニケーションを図ってまいります。直近では、令和8年1月に事業の説明会を行う予定です。説明会等の案内・広報においては、甲賀市等のご協力をいただきながら積極的に行ってまいります。	循環社会推進課
2	大澤集落に対する工事車両および施設関連車両の通行による騒音・振動について、生活環境の保全上の目標となる環境基準等と予測結果との整合だけでなく、日々交通量が少ないとされる岩室北土山線に計画台数が増加することの地域住民生活への影響を踏まえて評価し、現況からの変化が最小になることを目指して、影響の回避・低減策を検討すること。	まずは、環境影響評価の手続きの中で、現況の交通量や騒音・振動等を把握したうえで、事業の影響について定量的な予測を行うとともに、影響が想定される場合には、必要に応じ、車両台数（受入れ時間帯）の分散等の環境保全措置を検討し、影響の回避低減を図ります。 また、安全へのご懸念をできる限り抑えるよう搬入台数を1日20台程度までに制限し、住民等からの要請があれば、搬入車両の台数や時間帯などの情報を事前にお知らせすることも検討いたします。	循環社会推進課
3	施設の維持管理に係る地下水および浸透水のモニタリングにおいて、有害物質等が基準超過して検出された場合の対応を具体的に検討すること。	万一、有害物質が基準超過して検出された場合には、速やかに滋賀県及び甲賀市、地元自治会に報告するとともに、弊社ホームページで公開いたします。 また、産業廃棄物の搬入および埋立処分を中止するとともに、一時的に調整池の出口を閉塞して浸透水の放流を止めて、下流域への影響を防止するとともに、必要に応じ調整池脇に水処理設備を設置し、浸透水を浄化処理したうえ放流する計画です。水処理装置の設置場所については予め調整池隣接地に確保する予定です。 併せて、原因究明を行い、原因となった廃棄物の掘り起こし等の是正工事を行います。	循環社会推進課
4	排出事業者に協力を求ることによるリスクや影響の回避・低減を検討すること。（搬入物への化学物質の付着混入リスク、道路交通騒音・振動による影響など）	まず、廃棄物の安全性を担保する方針として、当社の基準を満たす中間処理を適切に実施していくことを、施設を訪問により確認した中間処理業者から受入れることを基本とします。また、受入れ時の展開検査を徹底することにより有害物の混入を防ぎます。 道路交通騒音や振動については、受入れ時の連絡により搬入車両の集中を防ぎ、搬入ルートの指定の徹底、法定速度の遵守、過積載の防止を徹底させます。その他、アイドリングの防止、公道の駐・停車禁止などの交通マナーの向上についても周知徹底します。	循環社会推進課
5	埋立地の締固めや展開検査の手法、記録の保管方法、情報開示の方法について、最新技術の導入を含め信頼性を高めるための方策を積極的に検討すること。	埋立地の締固めの手法については、15cm以下の廃プラスチック類は、がれき類、ガラス・陶磁器等の形状、サイズの異なる廃棄物を適度に混合（粒度分布の均等化）して埋め立て、30~50cm程度の厚さで撒き出し、5~6回、転圧機械の作業速度は低速で行うなど、盛土の安定性に配慮します。 展開検査の手法については、今後も知見の情報収集を行い、求められる検査精度・迅速性などに適用する測定器などの導入について検討します。 マニフェストの保管・報告等については、法令に従い5年間保管するとともに、紙マニフェストは、年に1回滋賀県へ報告（電子マニフェストは、システムにより自動報告）し、記載内容をデータ化し、電子マニフェストのデータと統合したデータベースにより管理します。 浸透水等のモニタリング結果については、弊社ホームページ等で公表するとともに、地元自治会への定期的な報告についても検討いたします。	循環社会推進課

	意見・留意事項等	見解	所属
6	「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき、事業計画等審査願に係る指導事項について適切に対応すること。	現在、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づく事業計画等審査願の審査をいただいておりますが、引き続きご指導のほどよろしくお願ひします。今後も指導事項について対応するとともに、対応事項については準備書以降の事業計画にも反映するなど、両手続の内容に粗語の無いよう努めてまいります。	循環社会推進課
7	事業実施に際しては、下記の許認可等が必要となる場合がありますので、留意してください。 【必要となる許認可、届出等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・屋外広告物の許認可等、景観法に基づく届出等</li></ul> 【根拠法令および該当条項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・甲賀市屋外広告物条例、景観法</li></ul> 【許認可権者等】 <ul style="list-style-type: none"><li>・上記許認可の要検討については、甲賀市都市計画課と協議してください。</li></ul>	(甲賀市屋外広告物条例) 現時点では、野外広告物の掲示について未定ですが、許可が必要な野外広告物を掲示する場合には、甲賀市都市計画課と協議のうえ必要な許可を得ます。 (景観法) 「景観計画区域」（景観形成地区を除く）において、大規模建築物等の設置を計画していることから、甲賀市都市計画課への届出等必要な手続を行います。	都市計画課
8	(河川関係) <ul style="list-style-type: none"><li>・一級河川の河川区域内において、排水管等工作物を設置する場合、または土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合は、甲賀土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第24条、第26条第1項または第27条第1項の規定に基づく許可を得てください。</li></ul>	放流管等の設置に伴い形状を変更することがありますので、今後、形状などを検討したうえで、「河川法第24条、第26条第1項または第27条第1項」の規定に基づき協議を行います。	流域政策局
9	(河川関係) <ul style="list-style-type: none"><li>・一級河川の河川保全区域内において、土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、または新たに工作物を設置する場合は、甲賀土木事務所管理調整課と協議の上、河川法第55条第1項の規定に基づく許可を得てください。</li></ul>	放流管等の設置に伴い形状を変更することがありますので、今後、形状などを検討したうえで、「河川法第55条第1項」の規定に基づき協議を行います。	流域政策局
10	(河川関係) <ul style="list-style-type: none"><li>・開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、流域政策局河港事業室と協議してください。</li></ul>	現在、「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づく事前協議を行っておりますが、引き続きご指導お願い致します。	流域政策局
11	(砂防関係) <ul style="list-style-type: none"><li>・開発区域には砂防指定地が含まれていますので、砂防法に係る手続について甲賀土木事務所と協議してください。</li></ul>	放流管等の設置の伴い砂防指定地の形状を変更することがありますので、「砂防法」の規定に基づき協議を行います。	流域政策局
12	(砂防関係) <ul style="list-style-type: none"><li>・開発地の周辺に土石流の発生のおそれのある渓流がある場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土石流による危害のおそれのある範囲を土砂災害警戒区域等に指定することがありますので、御留意ください。</li></ul>	今後の検討において、土砂災害警戒区域等の指定の有無などについて協議を行います。	流域政策局

	意見・留意事項等	見解	所属
13	(砂防関係) ・傾斜度が30度以上かつ高さが5m以上の急傾斜地、およびその隣接地については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等に指定することができますので、御留意ください。	(同上)	流域政策局
14	工事車両及び廃棄物運搬車両等の走行により周辺道路の交通環境が阻害されることがないよう、地域住民等に対して丁寧に周知・説明し、地域住民等の意見を踏まえた交通計画としてください。 また、記録的豪雨時の土砂流出による周辺道路の通行止めが懸念されることから、確実な雨水排水と流出防止対策を講じてください。	搬入事業者への交通安全の要請・指導を徹底するとともに、大澤地区の皆様とご相談しながら、事業者として実施できる交通安全対策を検討します。また、安全への懸念をできる限り抑えるよう搬入台数を1日20台程度までに制限し、要請があれば、搬入車両の台数や時間帯などの情報を事前にお知らせすることも検討いたします。 記録的豪雨時にも周辺道路への土砂流出等が起らない様、十分な雨水排水機能と調整池面積を確保するとともに、豪雨や巨大地震に耐える法面の安定性を確保します。	交通規制課